



2024年5月13日

各位

会社名 大成ラミック株式会社
代表者の役職氏名 代表取締役社長 長谷部 正
(コード番号：4994 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役経営戦略本部長 北條 洋史
電話番号：0480-88-1158

会社分割による持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約の締結及び 定款の一部変更（商号及び事業目的の一部変更）に関するお知らせ

当社は2024年3月25日付「会社分割による持株会社体制への移行準備開始及び子会社（分割準備会社）の設立に関するお知らせ」において、2025年4月1日（予定）を効力発生日として吸収分割の方式により持株会社体制に移行すべくその準備を開始する旨を公表しております。

この度、当社は本日開催の取締役会において、2025年4月1日（予定）を効力発生日とする吸収分割契約（以下、「本吸収分割」といいます。）を当社完全子会社2社と締結すること、及び当社の商号を2025年4月1日付で「大成ラミックグループ株式会社」に変更するとともに、その事業の目的を持株会社体制移行後の事業に合わせて、定款の一部変更（以下、「本定款変更」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本吸収分割及び本定款変更については、2024年6月26日開催予定の定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）による承認及び必要に応じ関係官公庁の許認可等が得られることを条件として実施いたします。

また、本吸収分割は当社の完全子会社に事業を承継させる吸収分割であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

記

I. 会社分割による持株会社体制への移行

1. 持株会社体制への移行の目的

当社グループは、液体包装の分野において、たゆまぬ研究と実践で培ったノウハウで「安全、安心、便利」そして「持続可能な社会の実現」のため、製品・サービスを提供し続けることをミッションとして事業を展開してまいりました。

今後も激しい経営環境の変化が予測される中、当社グループは、更なる企業価値の向上並びに持続的成長の達成を支える経営基盤を整えるためには、持株会社体制へ移行することが最適であると判断いたしました。移行の目的は以下のとおりです。

① グループ戦略機能の強化

持株会社体制に移行することにより、既存事業の進化にとどまらず、新規事業創出等に戦略的かつ機動的に対応できる組織体制を構築し、グループ経営戦略機能の強化を図ります。

② 各事業における価値創造力の発揮

グループ経営戦略に基づき、事業会社への権限・責任の委譲による意思決定の迅速化を図り、更に高まるニーズに合致した新たな製品・サービスの創造力を強化します。

③ 経営人材の確保・育成

今後のグループ成長戦略を担う経営者人材を確保するとともに、事業会社での経営経験を通して優秀な経営人材を育成し、グループ全体の人材価値向上を目指します。

2. 持株会社体制への移行の要旨

(1) 本吸収分割の日程

吸収分割契約に関する取締役会決議日	2024年5月13日
吸収分割契約締結日	2024年5月13日
吸収分割契約に関する株主総会決議日	2024年6月26日(予定)
吸収分割の効力発生日	2025年4月1日(予定)

(2) 本吸収分割の方式

当社を分割会社とし、当社の完全子会社である大成ラミックフィルム製造分割準備株式会社、大成ラミック販売及び機械製造分割準備株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割です。

また、当社は持株会社として引き続き上場を維持いたします。

(3) 本吸収分割に係る割当ての内容

本吸収分割に際して、分割承継会社である大成ラミックフィルム製造分割準備株式会社は普通株式195,000株、大成ラミック販売及び機械製造分割準備株式会社は普通株式128,000株を発行し、その全部を分割会社である当社に対して割当て交付いたします。

(4) 本吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

(5) 本吸収分割により増減する資本金

本吸収分割による当社の資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

各分割承継会社は、それぞれ、効力発生日における各分割対象事業に関する資産、債務、契約その他の権利義務のうち、吸収分割契約書において定めるものを承継します。なお、分割承継会社が承継する債務については、併存的債務引受の方法によるものとします。

(7) 債務履行の見込み

当社及び各分割承継会社は、本吸収分割の効力発生後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、また、負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事象は現在のところ予測されておりません。したがって、従前どおり、本吸収分割における当社及び各分割承継会社が負担すべき債務の履行の見込みがあるものと判断しています。

3. 本吸収分割の当事会社の概要

分割会社(当社)の概要

		分割会社(2024年3月31日現在)
(1)	名称	大成ラミック株式会社
(2)	所在地	埼玉県白岡市下大崎873番地1

(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 長谷部 正	
(4) 事業内容	液体包装フィルム及び液体充填機の開発・製造・販売	
(5) 資本金	3,426 百万円	
(6) 設立年月日	1966 年 3 月 22 日	
(7) 発行済株式数	7,047 千株	
(8) 決算期	3 月 31 日	
(9) 大株主及び持株比率	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	9.98%
	株式会社タイパック	7.36%
	大成ラミック取引先持株会	3.58%
	JP MORGAN CHASE BANK 385632	3.45%
	RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT-CLIENT ACCOUNT	3.01%
	大日精化工業株式会社	3.00%
	株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2.97%
	木村 義成	2.79%
	大成ラミック従業員持株会	2.41%
	新生紙パルプ商事株式会社	2.13%
	(注) 大株主及び持株比率は、自己株式を除く発行済株式の総数に対する保有株式の割合が高い上位 10 位の株主を記載しております。	
(10) 直前事業年度の財政状態及び経営成績 (2024 年 3 月期)		
純資産	23,954 百万円 (連結)	
総資産	32,742 百万円 (連結)	
1 株当たり純資産	3,798.05 円 (連結)	
売上高	28,029 百万円 (連結)	
営業利益	1,621 百万円 (連結)	
経常利益	1,651 百万円 (連結)	
親会社株主に帰属する当期純利益	1,084 百万円 (連結)	
1 株当たり当期純利益	170.33 円 (連結)	

分割承継会社の概要

	2024 年 5 月 1 日設立現在	2024 年 5 月 1 日設立現在
(1) 名称	大成ラミックフィルム製造分割準備株式会社	大成ラミック販売及び機械製造分割準備株式会社
(2) 所在地	埼玉県白岡市下大崎 873 番地 1	埼玉県白岡市下大崎 873 番地 1
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 長谷部 正	代表取締役 長谷部 正
(4) 事業内容	液体包装フィルムの開発・製造など	液体包装フィルムの販売及び液体充填機の開発・製造・販売など
(5) 資本金	10 百万円	10 百万円
(6) 設立年月日	2024 年 5 月 1 日	2024 年 5 月 1 日
(7) 発行済株式数	200 株	200 株
(8) 決算期	3 月 31 日	3 月 31 日

(9) 大株主及び持株比率	大成ラミック株式会社 100%	大成ラミック株式会社 100%
(10) 当事会社間の関係等	資本関係	当社が100%出資する子会社です。
	人的関係	当社の取締役が、代表取締役を兼務しております。
	取引関係	事業を開始していないため、現時点における当社との取引関係はありません。
(11) 直前事業年度の財政状態及び経営成績 (2024年5月1日設立時点)		
純資産	10百万円 (単体)	10百万円 (単体)
総資産	10百万円 (単体)	10百万円 (単体)
1株当たり純資産	50,000円 (単体)	50,000円 (単体)
売上高	—	—
営業利益	—	—
経常利益	—	—
当期純利益	—	—
1株当たり当期純利益	—	—

(注)大成ラミックフィルム製造分割準備株式会社、大成ラミック販売及び機械製造分割準備株式会社は、2024年5月1日に設立されており、前事業年度が存在しないため、設立日における貸借対照表記載項目のみを記載しております。

4. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

承継会社	分割する部門の事業内容
大成ラミックフィルム製造分割準備株式会社	液体包装フィルムの開発・製造等の事業
大成ラミック販売及び機械製造分割準備株式会社	液体包装フィルムの販売事業及び液体充填機の開発・製造・販売等の事業

(2) 分割又は承継する部門の経営成績 (2024年3月期実績)

	分割事業売上高
液体包装フィルムの販売及び液体充填機の開発・製造・販売事業	26,692百万円

(注)大成ラミックフィルム製造分割準備株式会社に承継する事業の経営成績は、部門別の売上を計上していないため、分割する事業の経営成績はございません。

(3) 分割又は承継する資産、負債の項目及び帳簿価格 (2024年3月31日現在)

大成ラミックフィルム製造分割準備株式会社

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	935百万円	流動負債	30百万円
固定資産	8,964百万円	固定負債	81百万円
合計	9,899百万円	合計	111百万円

大成ラミック販売及び機械製造分割準備株式会社

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	3,369 百万円	流動負債	258 百万円
固定資産	3,288 百万円	固定負債	－百万円
合計	6,658 百万円	合計	258 百万円

(注)上記金額は、2024年3月31日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に承継される金額は、上記金額に効力発生日までの増減を加除した金額となります。

5. 本吸収分割後の状況

分割会社(当社)の概要

(1) 名称	大成ラミックグループ株式会社 *2025年4月1日付で「大成ラミック株式会社」から商号変更予定
(2) 所在地	埼玉県白岡市下大崎 873 番地 1
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 長谷部 正
(4) 事業内容	グループの経営戦略策定、グループガバナンス等に関連する業務
(5) 資本金	3,426 百万円
(6) 決算期	3月31日

分割承継会社の概要

(1) 名称	未定 *2025年4月1日付で「大成ラミックフィルム製造分割準備株式会社」から商号変更予定	未定 *2025年4月1日付で「大成ラミック販売及び機械製造分割準備株式会社」から商号変更予定
(2) 所在地	埼玉県白岡市下大崎 873 番地 1	埼玉県白岡市下大崎 873 番地 1
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 長谷部 正	代表取締役 長谷部 正
(4) 事業内容	液体包装フィルムの開発・製造など	液体包装フィルムの販売及び液体充填機の開発・製造・販売など
(5) 資本金	10 百万円	310 百万円
(6) 決算期	3月31日	3月31日

6. 今後の見通し

各分割承継会社は当社の完全子会社であるため、本吸収分割が連結業績に与える影響は、軽微なものを見込んでおります。

II. 定款変更（商号及び事業目的）について

1. 定款変更の目的

持株会社体制への移行に伴い、当社の商号を「大成ラミックグループ株式会社」に変更し、事業目的を持株会社としての経営管理等に変更するものです。

2. 新商号（英文表記）

大成ラミックグループ株式会社（英文：Taisei Lamick Group Head Quarter & Innovation Co.,Ltd.）

3. 定款変更の内容

定款変更の内容については、＜別紙＞に記載のとおりであります。

4. 今後の日程

本定款変更の承認定時株主総会	2024年6月26日（予定）
本定款変更の効力発生日	2025年4月1日（予定）

以 上

定款変更の内容

(下線部は変更部分であります)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は、大成ラミック株式会社と称し、英文では、<u>T a i s e i L a m i c k C o . , L t d .</u> と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(3) (条文省略)</p> <p>(4) 液体・粘体充填用機械の販売</p> <p>(5)～(6) (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は、大成ラミックグループ株式会社と称し、英文では、<u>Taisei Lamick Group Head Quarter & Innovation Co.,Ltd.</u> と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営む会社(外国会社を含む。)、<u>組合(外国における組合に相当するものを含む。)</u> <u>その他これらに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理を行うこと</u>を目的とする。</p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <p>(4) 液体・粘体充填用機械の製造販売</p> <p>(5)～(6) (現行どおり)</p> <p>(7) その他適法な一切の事業</p> <p>2 当社は、前項各号およびこれに付帯関連する一切の事業を営むことができる。</p> <p>附 則</p> <p><u>(吸収分割に関する経過措置)</u></p> <p><u>本定款第 1 条および第 2 条の変更は、第 59 回定時株主総会に付議される吸収分割契約承認の件が原案通り承認可決されることおよび上記吸収分割契約に基づく吸収分割の効力が発生することを条件として、2025 年 4 月 1 日に効力を生ずるものとする。なお、本条は上記の定款変更の効力発生後、これを削除する。</u></p>

以 上